

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 表彰規程

令和4年3月9日 一部改正

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業の充実発展に功績のあった個人又は団体等の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の区分）

第2条 この規程でいう表彰とは、表彰及び感謝をいう。

（表彰の時期及び方法）

第3条 表彰は、伊達市社会福祉協議会表彰式において行う。ただし、特別に事情があるときは、その都度行うことができる。

2 表彰は表彰状又は感謝状を贈ることによって行う。ただし、併せて記念品を贈ることができる。

（表彰の対象）

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1）社会福祉団体等役員（地区社会福祉協議会においては構成員を含む）で、その功績が顕著である者
- （2）社会福祉協議会又は社会福祉施設の役員で、その功績が顕著である者
- （3）民生委員児童委員でその功績が顕著である者
- （4）本会の財産造成又は本会が行う事業のために特に多額の金額を寄付した者
- （5）前各号の他、会長が特に認めた者

（感謝の対象）

第5条 会長が感謝の意を表する者は、社会福祉事業のため、労力的、経済的又はその他の方法により積極的に協力した個人及び団体とする。

（表彰該当者）

第6条 表彰に該当する者は、次の各号のいずれかに定める条件を具備する者のうちから選考する。

- （1）社会福祉団体等役員の現職にあつて、その在任期間が10年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。
- （2）社会福祉協議会又は社会福祉施設の役員の現職にあつて、その在任期間が10年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。

- (3) 民生委員児童委員の現職にあつて、その在任期間が10年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。
- (4) 地区社会福祉協議会の構成員の現職にあつて、その在任期間が10年以上におよび、功績が顕著である者。ただし、在任期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算する。
- (5) 社会福祉事業に対し、経済的方法により積極的に協力した個人及び団体で、その金品の額が1件100万円以上又は通算した金品の額が100万円以上となった者。

(感謝該当者)

第7条 感謝に該当する者は、労力的、経済的又はその他の方法により積極的に協力した個人及び団体とする。

(除外条件)

第8条 第6条第1項各号並びに第7条に該当する者のうち、過去において本会会長の表彰を受けた者は、原則としてこれを除く。ただし、明らかに功績が違ふ場合は、再度表彰の対象とすることができる。

(被表彰者の決定)

第9条 表彰該当者を原則、理事会において審査し、被表彰者を決定する。

(委 任)

第10条 本規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成14年1月29日から施行する。

2 昭和53年6月2日施行の社会福祉法人伊達市社会福祉協議会表彰規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。